

函館市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要領

(目的)

この要領は、母子・父子自立支援プログラム策定事業（以下「事業」という。）の実施について、函館市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるものの他に必要な事項を定め、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

第1 自立支援計画書（プログラム）

事業の実施にあたっては、支援を希望する児童扶養手当受給者に対し、要綱の本旨に従い、下記のすべての条件を満たした自立支援計画書を策定して、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行うものとする。

- ① 自立支援計画書の策定およびその後の支援に際しては、最低2回以上、面接（電話・メール等によるものは含まない）を行っていること。
- ② 策定された自立支援計画書は、要綱に定めた様式例に基づいたものであること。
- ③ 自立支援計画書の策定にあたっては、母子・父子自立支援プログラム策定申込書（別紙様式1）が作成されている、あるいは、策定された自立支援計画書に本人の署名・捺印がなされている等により、本人の明確な同意が得られていること。

第2 実施状況報告書

事業の目的は、就業や転職を希望する児童扶養手当受給者を個々の実情に応じたきめ細やかな支援により就業まで導くことであるため、実施にあたっては事業の本旨に沿った適正な執行に努めるとともに、その効果を随時検証し、毎月実施状況報告書（別紙様式2）により、市に報告するものとする。

第3 実施状況調査等

市では、実施状況報告書等により随時事業の執行状況を確認するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、必要な指示や書類の提出を求めることができる。

第4 読替え

事業を要綱第3条に規定する社会福祉法人に委託した場合は、当該社会福祉法人において別紙様式1および別紙様式2に準じた様式を定め、使用することができる。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

函館市母子・父子自立支援プログラム策定状況報告書

年 月 日

函館市長 ○○ ○○ 様

受託者 住所・氏名

年 月 日実施分について、下記のとおり報告します。

新規の相談者	左記のうち プログラム策定件数	就業決定者		
		正社員	臨時・パート等	その他